

事業主 (法人・個人) の皆さんへ

固定資産(償却資産)の 申告について

ご注意ください！ 水道の凍結

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

令和4年1月1日(賦課期日)現在において償却資産を所有している方は、1月31日(月)までに下記の申告窓口に申告してください。

【主な留意点】

- ① 法人税または所得税の申告において減価償却が終了している場合、事業に使用し続いている限りは償却資産申告の対象となります。
- ② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで令和4年1月1日現在所有している事業用資産が申告の対象となります。
- ③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類とあわせて申告ください。法人の場合は、13桁の番号を記入のうえ、申告ください。

④ 電子申告(eLTax)が利用できます。詳しくは左記まで問い合わせいただか、HPをご覧ください。

・eLTax地方税ポータルシステム
⑤ 0570-081459
H P <https://www.eltax.lta.go.jp>

※左記以外にも事業用の資産があれば申告が必要です。

気温がマイナス4°Cになると、水道凍結事故が多くなりますので、凍結を防ぐためにも就寝前や家を留守にするときは、水を落とすことをおすすめします。

万一、凍結してしまった場合は、蛇口や管にタオル

を巻き、お湯をかけてください(左図参照)。それでもまだ水が出ない場合は、次の凍結修繕業者に修繕を依頼してください。



頼してください(凍結解氷の費用は皆さまの負担になります)。

なお、積雪や落雪などでの水道メータの検針ができる場合がありますので、メータまでの通路確保にご協力お願いします。

【標準工事料】

・10分ごと500円(税抜)

・凍結解氷(電気解氷器)

・30分まで6,600円

【問い合わせ先】

・環境水道課水道係

⑥ 0137-63-2020

・熊石総合支所地域振興課

・財務課資産税係
⑦ 0137-62-2114
【問い合わせ先】
・落部支所
・熊石総合支所地域振興課

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	舗装(駐車場・構内)、フェンス、看板、広告塔、門、石油タンク等
2 機械および装置	加工・製造機械、冷蔵・冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサー等
3 船舶	漁船、作業船、ボート等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車(最高速35km/h以上のトラクター等)で登録番号が0と9の車両も含む。 ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、パソコン等家電製品、自動販売機等

住 所	凍結修繕業者名	電話番号
東 町	(有) 佐 藤 設 備	63-2924
東 町	西 谷 試 錐 工 業(株)	63-3298
東 町	三 河 設 備 工 業(株)	63-4202
出 雲 町	(株)角田配管工業所	62-2578
相 生 町	(有) B A B A N E N	62-2365
大 新	(有) 蜂 谷 工 業	64-3612
宮 園 町	対 馬 設 備	62-3160
立 岩	シバタ設 備 機 工	62-3405
山 崎	小 出 商 会	090-5075-2696
春 日	石 田 水 道 工 事 店	62-4335
落 部	(有) 谷 藤	67-2148
落 部	ヤマニ坂 本 商 店	67-2056
熊 石 平 町	(株) 上 杉 建 設	2-2308
熊 石 根 崎 町	手 塚 工 業	2-3968
熊 石 根 崎 町	干 場 電 气 商 会	2-3256

【問い合わせ先】

・環境水道課水道係

⑧ 01398-2-3111

・熊石総合支所地域振興課